

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
（銀行の子会社の範囲等） 第十七条の三（略） 2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 十一（略） 十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。 ロ 当該会社の発行する社債（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。 ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。 ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。 ホ イからニまでに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。 十三 三十九（略）	（銀行の子会社の範囲等） 第十七条の三（略） 2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 十一（略） 十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 （新設） イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。 （新設） ロ 当該会社の発行する社債（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。 ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。 十三 三十九（略）

(許可申請書のその他の添付書類) 第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一〇十 (略) (削る) 十一〇十三 (略) (削る) 十四 (略)	(許可申請書のその他の添付書類) 第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一〇十 (略) 十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び銀行代理業に関する組織図を記載した書面 十二〇十四 (略) 十五 銀行代理業に係る業務が定款(これに準ずるものを含む。)の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録(これに準ずる機関において必要な手続きがあつたことを証する書面を含む。) 十六 (略)
---	---

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第四条の五（略） 2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 十一（略） 十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。 ロ 当該会社の発行する社債（法第六条第四項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。 ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。 ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。 ホ イからニまでに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。 十三 三十九（略）	（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第四条の五（略） 2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 十一（略） 十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 （新設） イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。 （新設） ロ 当該会社の発行する社債（法第六条第四項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。 ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。 十三 三十九（略）

(許可申請書のその他の添付書類) 第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一〇十 (略) (削る) 十一〇十三 (略) (削る) 十四 (略)	(許可申請書のその他の添付書類) 第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一〇十 (略) 十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び長期信用銀行代理業に関する組織図を記載した書面 十二〇十四 (略) 十五 長期信用銀行代理業に係る業務が定款(これに準ずるものを含む。)の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録(これに準ずる機関において必要な手続きがあつたことを証する書面を含む。) 十六 (略)
--	--

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改 正 案	現 行
（金庫の子会社の範囲等） 第六十四条（略） 2 4 （略） 5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一 十一 （略） 十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。 ロ 当該会社の発行する社債（法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。 ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。 ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。 ホ イからニまでに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組	（金庫の子会社の範囲等） 第六十四条（略） 2 4 （略） 5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一 十一 （略） 十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 （新設） イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。 （新設） ロ 当該会社の発行する社債（法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。 ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契

合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。 十三〽三十九 (略) 6〽13 (略) (許可申請書のその他の添付書類) 第四百四十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一〽十 (略) (削る) 十一〽十三 (略) (削る) 十四 (略)	約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。 十三〽三十九 (略) 6〽13 (略) (許可申請書のその他の添付書類) 第四百四十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一〽十 (略) 十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び信用金庫代理業に関する組織図を記載した書面 十二〽十四 (略) 十五 信用金庫代理業に係る業務が定款(これに準ずるものを含む。)の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録(これに準ずる機関において必要な手続きがあつたことを証する書面を含む。) 十六 (略)
--	--

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案	現行
（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条（略） 2 4 （略） 5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一 十一 （略） 十二 次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。 ロ 当該会社の発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を取得すること。 ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。 ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。	（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条（略） 2 4 （略） 5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一 十一 （略） 十二 次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 （新設） イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。 （新設） ロ 当該会社の発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を取得すること。

ホ イからニまでに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五條に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三條第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。 十三（三十九）（略） 六（十三）（略） （許可申請書のその他の添付書類） 第八十條 銀行法第五十二條の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一（十）（略） （削る） 十一（十三）（略） （削る） 十四（略）	ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五條に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三條第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。 十三（三十九）（略） 六（十三）（略） （許可申請書のその他の添付書類） 第八十條 銀行法第五十二條の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一（十）（略） 十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び信用協同組合代理業に関する組織図を記載した書面 十二（十四）（略） 十五 信用協同組合代理業に係る業務が定款（これに準ずるものを含む。）の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面を含む。） 十六（略）
--	---

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
（保険会社の子会社の範囲等） 第五十六条の二（略） 2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 二十三年（略） 二十四 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。 ロ 当該会社の発行する社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。 ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。 ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。 ホ イからニまでに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。 二十五 四十七（略）	（保険会社の子会社の範囲等） 第五十六条の二（略） 2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 二十三年（略） 二十四 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 （新設） イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。 ロ 当該会社の発行する社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。 ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七條第一項（組合契約）に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。 二十五 四十七（略）

3
~
10
(略)

3
~
10
(略)